

新型コロナウイルス感染症「第7波」に対応した宮城県の緊急感染対策①

記者発表資料
令和4年7月25日

<基本的考え方>

- 新規感染者の急速な増加により、高齢者や基礎疾患を有する方を中心に、入院患者や重症者、死亡者が増加することが懸念される。
- 社会経済活動をできる限り維持しながら、保健医療体制の確保に万全を期す。

「BA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」(R4.7.15新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえたもの

ワクチン接種の更なる促進

- 高齢者等の4回目接種の促進
- 4回目接種の対象拡大(医療従事者・高齢者施設従事者等)**
- 若年層の3回目接種の促進

本県のワクチン 3回目接種率(7/23時点)			4回目接種率 (7/23時点)
12~39歳	40~69歳	70歳~	60歳~
49.7%	75.9%	95.1%	18.7%

メリハリのある感染対策

【高齢者等】

- 高齢者施設・障害福祉施設等の職員等に対する**頻回検査**の実施支援(抗原定性検査キットの配布)
- 検査頻度は、2週間に1回及び職場に出勤後症状が現れた場合を想定(仙台市と連携)

【子ども】

- 保育所等の自主検査を支援し、集団感染を防止(希望する施設に対し抗原定性検査キットを配布)
- クラスターが発生した保育所等及び周辺保育所等の職員に対する頻回検査の実施支援(抗原定性検査キットの配布)
- 学校では、健康観察を徹底した上で、必要な検査を行い、集団感染を防止

【医療機関・医療従事者】

- 診療検査の継続のため、抗原定性検査キットを配布

【参考】
新規陽性者数
7/22 2,508人(過去最多)
確保病床使用率(全県)
7/22 35.3%

保健医療提供体制の確保

- 宿泊療養施設の拡充(12棟1950室→13棟2060室)
- 病院長等会議(7/21開催)で患者急増時における入院の受入体制を要請
- 保健所業務が逼迫しないよう、応援体制の強化等を進める(次ページ参照)

新型コロナウイルス感染症「第7波」に対応した 宮城県の緊急感染対策②

<保健所業務応援体制>

疫学調査に関すること

- 各保健所の疫学調査をリモートで行う**疫学調査センター**を県庁内に設置・強化
- 各地方対策本部（地方振興事務所長が本部長）から応援職員を派遣
- 市町村から応援職員（保健師，看護師等）を派遣
- 派遣会社から保健師，看護師を派遣

入院や療養調整等に関すること

- 入院調整等を行う医療調整本部事務局の職員を増強（県職員，派遣会社からの派遣）
- 宿泊療養施設の設置・運営（県職員，仙台市職員，派遣会社からの派遣）
- 療養先への搬送調整業務の委託
- 自宅療養者へのフォローアップ（健康観察や電話相談等）や，生活支援物資の搬送等の業務の体制強化

<問い合わせ先>

保健福祉総務課 担当：平泉，石垣（211-2511）
疾病・感染症対策課 担当：榊原，平間（211-2632）
新型コロナワクチン接種推進室 担当：千葉（211-2806）
障害福祉課 担当：高橋（211-2558）

長寿社会政策課 担当：石川，相澤（211-2552）
新型コロナ調整室 担当：伊藤，齋藤（211-2354）
子育て社会推進課 担当：佐久田（211-2529）